

第三百三十六号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該不動産を取得した日から三十日以内に不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。次項において同じ。）は、この限りでない。

第四十五条第二項中「においては、前項」を「には、前項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該不動産を取得した日から三十日以内に不動産登記法第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合は、この限りでない。

第四十六条の二並びに第四十六条の三第一項及び第二項中「第四十五条第二項に規定する申告書を提出する際、併せて」を「不動産取得税を課されるべき不動産を取得した日から三十日以内に、」に改める。

第四十七条中「第七十三条の十八第三項」を「第七十三条の十八第四項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第四十八条の二第一項中「第四十五条第一項の規定により申告をする際、併せて」を削り、「の申告が」の下に「当該不動産取得税を課されるべき土地を取得した日から三十日以内に」を加える。

第四十八条の四の三第一項中「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十八条の四の四第二項中「第四十五条第一項又は第二項の規定により申告をする際、併せて」を削り、「の申告が」の下に「当該不動産取得税を課されるべき不動産を取得した日から三十日以内に」を加える。

附則第十四条中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法附則第十五条第二項第五号 五分の四

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。